

虎ジュニア規約

第1条

1. 本クラブ/スクールは 虎ジュニア/ドリブル虎の穴スクールと称する。

第2条 (所在地)

1. 本クラブ/スクールの所在地は、三田市相生町 27-11-303 に置く。

第3条 (入会資格)

1. 本クラブ/スクールに入会できる者は、本クラブ/スクールの趣旨に賛同した者とする。

第4条 (活動内容)

1. 本クラブ/スクール生は、定められた日程、時間に指導を受ける資格を有する。

第5条 (入会手続き)

1. 入会手続きは、HP 内の入会希望に必要事項を記入し、送信する。

第6条 (月謝及び諸費用)

1. 月謝及び諸費用を所定の方法で本クラブ/スクールに支払わなければならない。
2. 月謝及び諸費用の種類・金額・支払い方法・時期などは、業務連絡専用アプリにて連絡する。
3. 一旦納入した月謝及び諸費用は返還しないことを原則とする。但しクラブ生は 4ヶ月分をまとめて徴収する為、退会後の月謝分は返還する。

第7条 (退会・休会)

1. 退会・休会する者は、必ず退会する月の 23 日までにその旨を伝える。期日をこえた場合は翌月退会扱いとし、徴収した月謝の返金を行わない。
2. 休会は期間を2ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会とし本クラブ/スクールの資格を失うものとする。

第8条 (資格の停止及び除名)

1. 本クラブ/スクールの名誉を傷つける又は秩序をみだす行為があった時
2. 本規約、施設利用規約及び本クラブが定める諸規則に違反した時
3. 会費等、諸費用の支払いを2ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しない時
4. その他、本クラブ/スクールが資格停止、除名を妥当と認めた時

第9条（通知義務）

1. 本クラブ/スクール生は氏名・住所・電話番号等必要事項を提出し、変更が生じた場合、速やかに本クラブ/スクールに報告しなければならない。

第10条（健康管理）

1. 練習に参加する選手の健康状態に関しては 常に保護者が責任をもって管理するものとし当クラブ/スクールは一切の責任を負わないものとする。

第11条（傷害事故及び補償）

1. 活動中の事故については 本クラブ/スクールで応急処置を行うがその後の処置については保護者が責任を負うものとする。
2. 当クラブ/スクールの活動中の事故については、当クラブ/スクールの加入する傷害保険範囲にて責を任ずるものとする。
3. 練習・試合など本クラブの送迎、または保護者で乗合する場合の事故に関して本クラブや運転者は責任を負わない。賛同できない場合は、現地集合、現地解散とする。

第12条（その他）

1. 当規約に変更が生じた場合は、速やかに変更規約をクラブ/スクール生に通知する。
2. その他 送迎における路上駐車・停車の禁止、ゴミの持ち帰りなど近隣の迷惑となる行為は行わないように厳守する。
3. 試合の観戦、応援については選手たちへの指示や声かけは禁止します。
（自チームも相手チームも一生懸命やっております。温かく見守っていただきませう、宜しくお願い致します。）なお、マナーの悪い場合は、その場より退出して頂くこともあります。
4. 会員が施設利用中の施設器具などを故意又は過失により破損させた場合には保護者は損害賠償の責任を負うものとする